

登記済み通知書電子データの活用と可能性

異動整理事務の正確性と 住民サービスの向上を目指して

大阪府河内長野市
市民生活部 税務課



目次

1. 河内長野市の紹介
2. 本市の登記異動事務の現状と課題①②
3. 電子データの活用
4. 法務局電子データ活用システムとの出会い
5. 思わぬハードルと解決
6. データ上の問題
7. 電子データの取得によって
8. データの手続きと利用
9. 異動事務見直しによる効果
10. 更なる活用に向けて



1. 河内長野市の紹介

沿革：昭和29年4月1日、長野町、三日市村、高向村、天見村、加賀田村、川上村が合併して、大阪府内18番目の市制を施行。

人口：111,326人（平成26年7月31日現在）

地勢：大阪府の南東端に位置し、東は金剛山地で奈良県、南は和泉山脈で和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形づくっています。
大阪府内で3番目に広い面積です。



楠木正成公ゆかりのお寺 観心寺
NHKの”太平記”が放送されている時は多くの観光バスで賑わいました。

2

2. 本市の登記異動事務の現状と課題①

【現状】

1) 物件数

- 土地筆数 : 約10万筆
- 家屋筆数 : 約4万筆（未登記を除く）

2) 年間異動件数（登記済み通知書枚数）

	表示	権利	合計
• 土地	1,200	3,450	4,650
• 家屋	550	1,800	2,350
• 合計	1,750	5,250	7,000

- ### 3) 固定資産税担当職員
- 正職員12人＋アルバイト
(土地、家屋、償却)

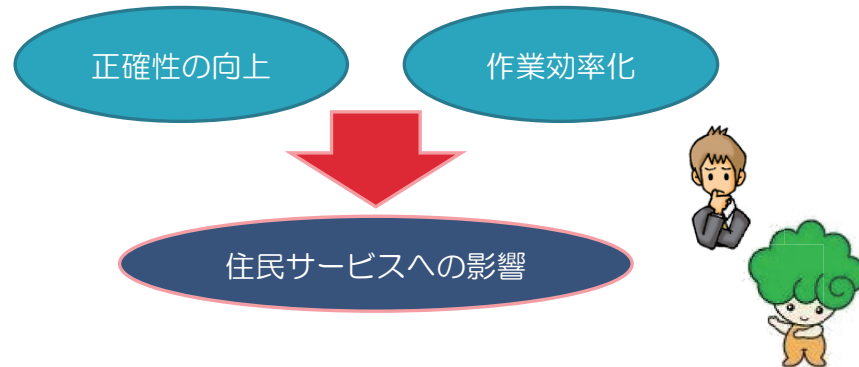


3

2. 本市の登記異動事務の現状と課題②

【課題】

- ①登記済み通知書は紙ベースであるため、「紛失」「破損」「見間違い」等の可能性があり、柔軟な検索が出来ない。
- ②正確性を担保するためには多くの人的作業が必要であり、職員の作業負担が高い。
- ③当初課税に向けた事務であり、作業が年度末に集中する。



4

3. 電子データの活用

平成18年3月31日の総務省通知により、登記済み通知書の電子データによる受け取りが可能になりました。

本市での検討

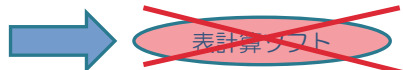
- 電子データがあれば課題解決の近道になる？
- CSV形式なら表計算ソフト等でも簡単に扱えるのでは？

調査

【結果】容易に使えるデータではない事が判明。

- 登記済み通知書1枚がCSV1ファイルに相当＝大量のファイル
- 複雑なデータ構造
- コード化もされていないテキストデータの羅列

取扱いが難しい



5

4. 法務局電子データの活用システムとの出会い

本市が検討をしていた時期に資産評価情報で他市がシステム化を図ったとの情報が掲載されていました。また、その開発ベンダーとの出会いがありました。

- これこそ本市の課題解決に繋がるのでは？
- でもあの難解なデータを本当に使いこなせる内容なのか？



他市への視察や、その開発ベンダーとの協議を重ねました。
• 本市の課題、運用、要望、あるべき姿
システム化により、それらがどこまで解決するか？



納得するまで議論を繰り返した結果、
正確性を伴った異動事務の効率化を確信し
システム化を決定しました。



6

5. 思わぬハードルと解決

電子データの提供を管轄の法務局に打診したところ、
「当支局では初めて」とのことでした。

残念ながら簡単にはデータをもらえない現実がありました（平成24年当時）

- 初めてのことで、そもそも担当者がいない。（交渉窓口がない）
- 法務局の事務運用変更が必要
- 人事異動時期で難しい 等々

結果

近隣市との共同提案
等をお勧めします。

法務局に対して本市のデータ利用の構想もお伝えし、「粘り強く協議した結果」
打診から約1年半をかけて、提供いただけることになりました。

平成26年現在、大阪府下ではそう困難な状況にはありません。



7

6. データ上の問題

1. 外字の取扱い
法務局とは外字フォントが共有化ができませんので、当然電子データ上は外字が表示できず外字エリアにある文字は全て「_」に変換されています。
2. 改製不適合について
登記の内容によっては法務局での電算化時に何らかの問題があり電算化出来ていないものが存在します。

⇒「外字」及び「改製不適合」の対応のため、紙媒体による登記済み通知書も従来通り受け取っています。

3. 評価額通知の提供
法務局から登記済み通知書を電子データで受け取るにあたって 市町村から法務局へ評価額通知書（地方税法第422条の3通知）を電子データで提供する必要があります。（必須条件です。）

⇒本市の場合、法務局サイドから現行の紙媒体での評価額通知書の無料交付継続の要請がありましたので、当面の間、評価額通知の紙媒体での交付を継続しています。



8

7. 電子データの取得によって

システムを利用するにあたり、平成23年7月より取得できるようになりました要約書データをシステムの初期データとし、それに対して登記済み通知書データで更新しています。

要約書を初期データとして登録する事で、法務局が持つ市内全データの閲覧が可能になりました。

・法務局への問合せは大幅に減少しました。

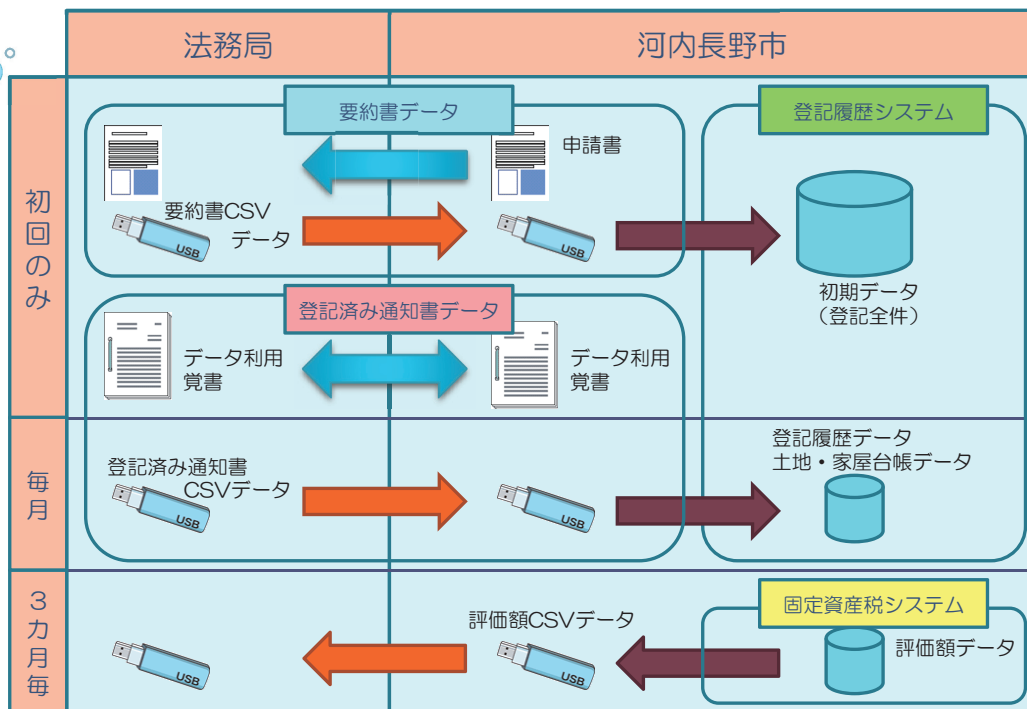
<ワンポイントアドバイス>

- ①データの整合性
⇒登記済み通知書データ取得にあたっては、要約書データ取得の前から入手ください。データの整合性を保つ事が容易になります。
- ②時差（タイムラグ）
⇒登記済み通知書を電子データで受領出来るのは月1回です。
「法務局の入力日」が月初～月末であるデータを翌月初旬に受け取ります。
従って、年末の登記分については、
2月初旬に受け取る事になります。



9

8. データの手続きと利用

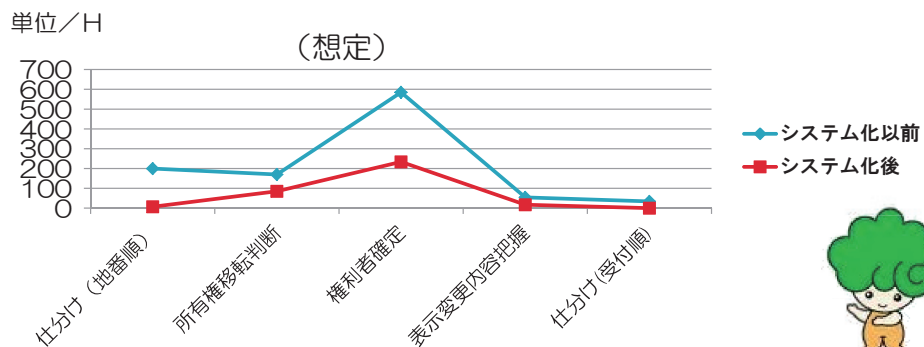


10

9. 異動事務見直しによる効果

- 1) 定性効果
 - ①紙の紛失、入力ミスの防止による事務の品質向上
 - ②システム利用による事務作業の可視化と標準化
 - ③データの一元管理と検索時間短縮による住民サービスの向上
- 2) 定量効果
 - ①仕分け、入力、所有者特定、確認などの作業軽減による事務コストの削減
 - ②法務局への登記簿を確認する事務コストの削減

人員削減や品質向上が求められる中で、異動事務のシステム化は避けられないのではないのでしょうか。



11

10. 更なる活用に向けて

1. 固定資産税システムへのデータ連動

本市では、基幹系システムの入替えを行ったばかりで、システム間の連動は今後の課題です。近い将来連動させたいと思っています。

2. 土地台帳・家屋台帳の電子化

本市の場合、システム導入以降も土地台帳・家屋台帳の手書き処理は継続しています。この手書き台帳の維持には相当な人件費がかかっています。

今、100年以上の歴史がある手書き台帳を止める勇気がありませんが、しかるべき時に電子化へ完全移行したいと思っています。



私の未来予測

**電子データ化は
爆発的に拡大する**

- 本日現在、各地で利用の火の手が上がっています。
- ここ数年のうちに全国に飛び火します。
- デファクトスタンダードはどれだ！



おしまい. . .

ご清聴ありがとうございました。

モックル

河内長野市



河内長野市 添付資料2 CSVファイルの表示イメージ

ファイル(E) 編集(E) 書式(O) 表示(V) ヘルプ(H)

1223,0002,0003,河内長野市,権利,20131220,0029459-000,土地,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0001,所在,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0001,表示履歴(土地),★,20140106,20140106,0002,表示履歴(土地),★,20140106,20140106,0003,権利者,大阪府河内長野市原町一丁目,▲▲,172,20,日本
1223,0002,0003,河内長野市,権利,20131220,0029459-000,土地,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0002,表示履歴(土地),★,20140106,20140106,0003,権利者,大阪府河内長野市原町一丁目,▲▲,172,20,日本
1223,0002,0003,河内長野市,権利,20131220,0029459-000,土地,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0003,権利者,大阪府河内長野市原町一丁目,▲▲,172,20,日本
1223,0002,0003,河内長野市,権利,20131220,0029459-000,土地,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0004,義務者,大阪府河内長野市原町一丁目,●●,172,20,日本
1223,0002,0003,河内長野市,権利,20131220,0029459-000,土地,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0005,義務者,大阪府河内長野市原町一丁目,●●,172,20,日本
1223,0002,0003,河内長野市,権利,20131220,0029459-000,土地,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0006,交付年月日,平成25年12月20日交付,172,20,日本
1223,0002,0003,河内長野市,権利,20131220,0029459-000,土地,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0007,登記の目的,所有権移転
1223,0002,0003,河内長野市,権利,20131220,0029459-000,土地,河内長野市原町一丁目,★,20140106,20140106,0008,原因,平成25年12月20日売買

河内長野市 添付資料3 土地台帳エクセル出力イメージ

Microsoft Excel 登録済通知書_20140924171086779.xls [互換モード] - Microsoft Excel

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ		
1	権利に関する登記済通知書 (土地)																																																					
2	物件コード	河内長野市原町1丁目 ★-★																																																				
3	納税者コード																																																					
4	発行日	20140106																																																				
5	発行番号	0002																																																				
6	受付年月日	20131220																																																				
7	受付No	0029459-000																																																				
8	所在	河内長野市原町一丁目																																																				
9	0003																																																					
10	地番	★番★	地目	宅地	地積	172.20																																																
11	権利者	大阪府河内長野市原町一丁目▲番▲号		日本太郎	1分の1																																																	
12	義務者	大阪府河内長野市原町一丁目●番●号		日本次郎	5分の3																																																	
19	義務者	大阪府河内長野市原町一丁目■番■号		日本三郎	5分の2																																																	
20	受付年月日	平成25年12月20日受付		登記の目的		所有権移転																																																
21	原因	平成25年12月20日売買		備考		(備考)																																																
22																																																						
23																																																						
24																																																						
31																																																						
32																																																						
33																																																						
34																																																						
36																																																						
37																																																						

